

国 自 整 第 1 9 号
国 自 基 第 3 4 号
令 和 5 年 5 月 1 5 日

日本自動車車体整備協同組合連合会会長 殿

国土交通省自動車局
整 備 課 長
車両基準・国際課長
(公印省略)

自動車点検整備推進運動の実施細目について

令和5年度の自動車点検整備推進運動の実施については、「自動車点検整備推進運動の実施について」(令和5年5月15日付け、国自整第18号、国自基第33号)により、ご協力を依頼したところですが、本運動の実施にあたり、別添1のとおり自動車点検整備推進運動の実施細目を定めましたので、これにより、積極的に本運動を推進されるようお願いいたします。

なお、貴団体に係る本運動の実施結果につきましては、報告様式1(※)によりとりまとめのうえ、強化月間終了後翌々月の月末までに国土交通省自動車局整備課まで報告をお願いいたします。

※(一社)日本自動車整備振興会連合会については報告様式1、様式3により、報告を求めることとします。